

配偶者等からの暴力 ドメスティック・バイオレンス DV

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを「DV（ドメスティック・バイオレンス）」といいます。DVの背景には、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、「問題解決のために暴力を用いてもよい」という暴力を容認する考え方など、社会的・構造的な問題があるといわれています。

また、DVのほとんどが家庭内で行われるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が潜在化・深刻化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。DVは、お互いが対等な関係で意見をぶつけ合うけんかや違い、被害者と加害者の立場が一方的に固定された関係で起こります。



◇DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。
◇恋人間で起こるDVのことを「デートDV」と呼びます。

暴力の影響



被害者
被害者は、繰り返し繰り返される暴力によって、別れる機会や逃げる気力をなくしてしまっていることがあります。DVは、被害者の心身に深刻な傷を残し、加害者と離れても精神的な影響（うつ病や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など）が続く場合があります。被害者は、長い時間をかけてその傷を癒していかなければなりません。



子ども
子どもは、暴力を目撃することによって心身の成長・発達に深刻な影響を受け、感情表現や問題の解決方法として暴力を用いるようになることもあります。被害者が子どものために暴力を我慢し続けても、多くの場合は子どもへ悪影響が及んでしまいます。安全・安心な環境で暮らせることが大切です。

DVをなくすために

DVは、特別な人が被害を受けているものではありません。いつでもどこでも、誰にでも起こりうる問題です。DVをなくすためには、一人ひとりが「暴力は犯罪である」「暴力は決して許されないもの」という認識を持つことが大切です。また、配偶者や恋人と暴力のない対等な関係を築くために、お互いの意見を尊重し、一緒にいる時も、離れている時も、自分や相手のことを大切にすることが重要です。

ひとりで悩まず相談を

どんな理由があっても暴力はいけないものです。自分を責めたり、我慢したりせず、気になることがあれば、早めに相談機関へ相談しましょう。

相談先 秘密厳守

- ◆人権啓発推進室 ☎66-1022
- ◆府家庭支援総合センター ☎075-531-9910
- ◆府北部家庭支援センター ☎0773-22-9911
- ◆舞鶴警察署 ☎75-0110 (緊急時は110番)
- ◆中丹東保健所 ☎75-0856

加害者の心理

ハネムーン期
別人のように優しくなり反省する

イライラ期
イライラしてすぐに機嫌が悪くなる

暴力のサイクル(周期)
多くの場合、暴力にはサイクルがあり、何度も繰り返されるといわれています。

怒り
お前が悪いから暴力は仕方がない
従わない方が悪い
自分の気持ちを分かってくれ
暴力振るうのは愛情表現だ
バカにするな!

被害者の心理

恐怖感
暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ

無力感
経済的に不安で逃げられない
仕事を辞めたくない人間関係を失いたくない
子どもには両親が必要

暴力は愛情の裏返し
いつか変わってくれる

バクハツ期

加害者のタイプ



加害者のタイプは、年齢、職種、社会的地位などさまざまです。職場や地域などでは人当たりがよく、信用もあり、優しいと思われている人もいます。加害者の中には、家庭内でのみ暴力を振るう人もいれば、普段から誰に対しても暴力的な人もいます。また、アルコール依存や薬物依存、精神障害などが関連して暴力を振るっていると考えられる人もいます。加害者の暴力に対する肯定的な価値観を変えるには、加害者自身が現状を変えようと認識し、努力する必要があります。

もし被害者から相談されたら

まずは、被害者の置かれている状況や被害者が持つ恐怖や不安を理解することが大切です。そのためには、被害者の心情に配慮し、じっくり話を聴いてください。間違っても被害者を責めるようなことは言わないようにしましょう。また、危険だと感じたら、被害者の安全を最優先に考え、相談機関へ相談するよう伝えてください。

通報の努力義務

DV被害者を発見したときには、配偶者暴力防止法の規定で配偶者暴力相談支援センター（府家庭支援総合センター、府北部家庭支援センターなど）が警察に通報するよう努めることとなっています。また、医師やその他医療関係者がDVによるけがなどを発見したときも通報できることとなっています（ただし、被害者本人の意思は尊重されます）。



11月12日(月)から25日(日)は

女性に対する暴力をなくす運動期間

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を妨げる要因となっています。

市では、この運動をひとつの機会ととらえ、通常の女性相談に加え特設の相談窓口を設置します。

男性・女性 面接相談

【日時】11月14日(水)11時から
【場所】中総会館 【定員】先着3人
【内容】女性問題カウンセラーが相談に応じる
【その他】託児あり。1人300円(要予約)
【申し込み方法】前日までに人権啓発推進室(☎66・1022)へ。

女性 電話相談

【日時】11月12日(月)・13日(火)10時～16時
【内容】経験と学習を重ねた女性相談員が応じる
【専用電話】65・0056

女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」